

**「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録5周年記念プロモーション動画
制作等業務委託プロポーザル実施要領**

1 趣旨

「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録5周年記念プロモーション動画制作等業務を委託する業者をプロポーザル方式により選定するため、必要となる手続等について定めるものである。

2 概要

(1) 委託業務名

「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録5周年記念プロモーション動画制作等業務

(2) 委託業務内容

別添仕様書のとおりとする。

(3) 履行期限

令和9年3月31日（水）

(4) 提案額上限

3,613,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すための額であり、実際の契約額は異なる場合があることに留意すること。

3 応募資格

- (1) 北海道、青森県、岩手県及び秋田県のいずれかに事務所又は事業所を有していること。
- (2) 受託事業について十分な業務執行能力を有し、適正な経理執行体制を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項のいずれの規定にも該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続を行っていないこと。
- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (8) 都道府県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

4 企画提案に関する質問等

(1) 受付方法

質問は、「質問票」（別紙様式2）に質問事項を記入の上、メール又はFAXにて下記「12書類の提出及び問合せ先」宛て提出すること。また、その際の件名は、「【北海道・北東北の縄文遺跡群】世界遺産登録5周年記念プロモーション動画制作等業務委託に関する質問」とすること。

(2) 受付期限

令和8年8月25日（火）12時まで

(3) 回答方法

質問への回答は、令和8年8月27日（木）までに、①質問票提出者宛て電子メールで回答、②Webページに掲載する。

5 企画提案の応募書類及び提出方法等

(1) 提出書類及び提出部数

- ア 参加表明書（A4サイズ） 提出部数：1部〔別紙様式1〕
- イ 企画提案書（A4サイズ） 提出部数：7部〔正本1部、副本6部〕
- ウ 経費見積書（A4サイズ） 提出部数：7部〔正本1部、副本6部〕

(2) 提出期限

- ア 参加表明書 令和8年9月 3日（木）17時まで【必着】
- イ 参加表明書を除く書類 令和8年9月10日（木）17時まで【必着】

(3) 提出方法

- ・持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は「配達記録郵便」等、配達記録が残るものとする。
- ・参加表明書は電子メール又はFAXも可とする。

(5) 提出場所

下記「12 書類の提出及び問合せ先」に同じ。

(6) 留意事項

- ・提案者の提出する企画提案書は1案に限る。
- ・提出後の書類の差し替え及び再提出は認めないものとする。
- ・提出された書類は返却しないものとする。
- ・参加資格を満たさない者の提出した書類又は虚偽の記載のあった書類は無効とする。
- ・提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ・提出された書類は、契約候補者の選定以外には原則として使用しない。
- ・提案書等の作成及び提出に要する費用は全て提案者の負担とする。
- ・提案内容について不明な点がある場合は、こちらから問合せをすることがある。
- ・企画提案書及び経費見積書は、提出者（協力者（協力会社等）を含む。）が特定できる内容の記述はしないこと。

6 企画提案書の記載事項

業務仕様書の内容を十分参照の上、次に掲げる項目で構成し、順に並べること。

(1) 総括的事項

業務全体の目標、事業の全体像（取組内容と戦略）、効果など

(2) 動画の企画・制作

動画の概要、制作方法、来訪意欲を喚起する工夫など

(3) 動画を活用したプロモーション

動画の拡散及び誘客のための効果的な手法など

(4) スケジュール・実施体制

制作工程、進行フロー、取組体制など

(5) 実績

過去3年に受託した同種または類似の業務実績

7 経費見積書の記載事項

上記企画提案に係る経費を算出し、それらの経費を可能な限り詳細に記載すること。

8 審査方法

(1) 審査方法

「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録5周年記念プロモーション動画制作等業務委託プロポーザル審査要領により、プロポーザル提案書の内容を審査し、随意契約の相手方（以下「契約候補者」という。）を選定する。なお、提案者によるプレゼンテーションやヒアリングは実施しない。

(2) 評価項目及び配点

評価項目	評価基準	配点
総括的事項	事業趣旨を正しく理解し、目的達成に向けた効果的な提案がされているか。	10点
業務内容	業務の実施内容に具体性があり、実現可能なものとなっているか。	5点
	新たな来訪・周遊意欲を喚起するものとなっているか。	20点
スケジュール・実施体制	企画提案内容を確実に遂行する作業工程、実施体制が提案されているか。	5点
業務実績	同種・同類業務の実績はあるか。	5点
全体経費	経費は適正に積算されているか。また、費用対効果はどうか。	5点
合 計		50点

(3) その他

参加者が1者の場合でも審査を行い、審査委員1人あたりの評価合計点が満点の5割未満の場合、「受託候補者なし」とする場合もある。

9 審査結果及び契約手続等

- (1) 審査の結果は、令和8年9月18日（金）までに、採否に関わらず全ての提案者に書面により通知する。この際、選定の経緯等に関する質問等には一切応じない。
- (2) 受託候補者の選考後、速やかに企画提案書等を基に業務仕様等の詳細を協議し、上限額の範囲内で委託契約を締結する。なお、その際には、採用された企画提案の一部変更を指示することがある。

10 委託契約締結

- (1) 発注者は、契約候補者とプロポーザル提案書を基に協議を行い、改めて見積書を徴取し、内容を精査した上で、随意契約により委託契約を締結する。
- (2) 契約書の作成を行うものとする。
- (3) 契約保証金は、青森県財務規則第159条（契約保証金）に準じるものとする。
- (4) 本事業の成果品等は、原則として縄文遺跡群世界遺産本部に帰属する。

11 業務開始までのスケジュール（予定）

- (1) 公告 令和8年8月12日（水）
- (2) 質問受付期限 令和8年8月25日（火） 12時必着
- (3) 質問に対する回答 令和8年8月27日（木）
- (4) 参加表明書提出期限 令和8年9月 3日（木） 17時必着
- (5) 企画提案書等提出期限 令和8年9月10日（木） 17時必着
- (6) 審査 ～令和8年9月16日（水）
- (7) 審査結果の通知 令和8年9月18日（金）
- (8) 契約締結 令和8年9月下旬

12 書類の提出及び問合せ先

住 所：〒038-0031 青森県青森市大字三内字丸山 305
三内丸山遺跡センター世界文化遺産課
宛 名：縄文遺跡群世界遺産事務局
電 話：017-782-9463
F A X：017-781-6103
E-mail：jomon@pref.aomori.lg.jp